

別添

エアバス式BK117D-3型（JA794U）ヘリコプター保守業務
仕様書

京都府警察本部

仕様書

1 総則

(1) 業務名

エアバス式BK117D-3型(JA794U)ヘリコプター保守業務

(2) 業務内容

この業務は京都府警察（以下「発注者」という。）が保有する航空機「エアバス式BK117D-3型(JA794U)ヘリコプター」（以下「本機」という。）の運航を継続するために必要な計画整備及び計画外整備（以下「運航整備等」という。）に係る次の業務について適用する。

ア 部品提供

イ 部品修理

ウ 工具等貸出

(3) 履行場所

京都府警察本部の指定する場所

(4) 履行期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日までとする

(5) 関係法令等

本業務は次の法令等に従い履行すること。

ア 航空法、同法施行令、同法施行規則及び耐空性審査要領

イ エアバスヘリコプターズ式BK117D-3型 機体マニュアル（以下「機体マニュアル」という。）

ウ エアバスヘリコプターズ式BK117D-3型 機体サービスブリテン

エ エアバスヘリコプターズ式BK117D-3型 機体サービスニュース

オ Avionic Manual

カ 各種構成部品のベンダーマニュアル（以下「ベンダーマニュアル」という。）及びサービスブリテン等

キ 耐空性改善通報（航空局発行）

ク 各種装備関係文書、受注者側技術基準、その他参考資料等

(6) 予定飛行時間

130時間

2 保守対象

(1) 航空機用エンジンを除くパーツカタログに記載のある全ての機体部品

(2) 任意装備品

ア 9.1-1 CATEGORY A OPERATIONS

イ 9.1-2 OPERATION WITH OPENED/REMOVED DOORS

ウ 9.1-3 OEI TRAINING

エ 9.2-4 EXTERNAL HOIST SYSTEM

オ 9.2-5 INLET BARRIER FILTER SYSTEM

カ 9.2-11 NIGHT VISION IMAGING SYSTEMS (NVIS)/NVG (NVGを除く)

キ 9.2-12 ENVIRONMENTAL CONTROL SYSTEM/AIR CONDITIONING SYSTEM

- ク 9.2-15 WIRE STRIKE PROTECTION SYSTEM
- ケ 9.2-16 COMFORT SEAT INSTALLATION
- コ 9.2-19 SLIDING DOOR JETTISONING
- サ 9.2-22 DUAL CONTROL PEDAL COVER
- シ 9.2-31 PULSED CHIP DETECTOR SYSTEM(FUZZ BURN)
- ス 9.2-40 SEAT ARRANGEMENT
- セ 9.2-43 AIRBORNE COLLISION AVOIDANCE SYSTEM(ACAS) (AVIDYNE TAS 620A)
- ソ 11-54 APPENDIX FOR HELICOPTERS REGISTERED IN JAPAN
- タ 11-63 NIGHT VISION IMAGING SYSTEMS(NVIS)/ NVG-NPA (NVGを除く)

(3) 修理改造品

- ア CHS式-HS23G1001型 デジタルヘリコプターテレビ用機上設備の装備
- イ CHS式-HS23P1001型 機内交話装置の変更
- ウ CHS式-HS23N1001型 NVIS適合化改修
- エ CHS式-HS23H1001型 衛星通信システム
- オ CHS式-HS23J1001型 地図情報表示装置
- カ CHS式-HS23K1001型 ホイストカメラ装置
- キ CHS式-HS23M1001型 機外拡声装置
- ク CHS式-HS23T1001型 マルチステップマウント
- ケ KHI式4.017型 アフト・アビオニクス・ヘイ換気系統
- コ KHI式4.012型 100VAC電源装置 (500VAインバータ型)
- サ (ECMS社製)External Load System(Fixed adapter FIA04)
- シ CHS式-HS23R1001型 NVISの構成変更

3 業務内容

(1) 部品提供

受注者は発注者の行う次の整備に必要な部品を提供すること。

ア 計画整備

- (ア) 発注者が関係法令等で定められた飛行時間毎に点検を行う際に必要な部品及び点検の結果関係法令等で定められた交換が必要な状態になった部品を交換する整備
- (イ) 関係法令等で定められた使用期限に達した部品を交換する整備
 - a 受注者は次の機体マニュアルに示す使用期限に達した部品を提供すること。
 - (a) 「Airworthiness Limitations Section D3 04-10」
 - (b) 「Airworthiness Limitations Section D3 04-20」
 - (c) 「Master Servicing Manual D3 05-10」
 - (d) 「Master Servicing Manual D3 05-11」
 - (e) 「Master Servicing Manual D3 05-25」
 - b 受注者は機体製造者以外が製造する装備品についても、Avionic Manual及びベンダーマニュアルに従って交換が必要な部品を提供すること。
 - c 受注者がエアバス式BK117D-3型ヘリコプターの所有者である場合、受注者は最新の機体マニュアル、Avionic Manual及びベンダーマニュアル（以下「機体マ

ニユアル等」という。)に従って交換が必要な部品を提供すること。

なお、受注者がエアバス式BK117D-3型ヘリコプターの所有者でない場合、発注者が機体マニュアル等を受注者に提示するので、受注者は機体マニュアル等に従って交換が必要な部品を提供すること。

- (ウ) 製造者から発行される耐空性に影響を及ぼす技術指示書Service Bulletins (以下「S B」という。)に基づく整備

受注者はS Bのうち「MANDATORY」及び「REQUIRED」の技術指示が適用する場合、「MATERIAL-INFORMATION (必要部品)」に記載のある部品を提供すること。

イ 計画外整備

発注者は関係法令等に基づく点検を行った結果、整備に必要であると判断した部品を別紙「部品要求フォーム」により受注者に申請することとし、受注者は発注者の申請内容と関係法令等との適合確認 (以下「適合確認」という。)の上、部品を提供すること。ただし、受注者が適合確認を行った結果、適合しないと判断した場合、部品の提供は要さない。

ウ 発注者が受注者以外の事業者へ委託する整備

発注者が受注者以外の事業者へ整備を委託した場合でも、受注者は本業務の保守対象となる部品を発注者に提供すること。申請及び提供方法はイに同じとする。

(2) 部品修理

発注者が機体マニュアル等に基づく点検を行った結果、発注者が部品修理の必要があると判断した場合、別紙により受注者に申請することとし、受注者は適合確認の上、修理すること。

(3) 工具等貸出

受注者は発注者の求めに応じ、運航整備等に必要な製造者の定める特殊工具を貸し出すこと。ただし、800時間又は36ヶ月以下の歴日点検に必要な特殊工具は対象外とする。

4 経費の負担

(1) 発注者の負担

ア 点検に要する経費

イ 故障等部品の機体への取付け及び機体からの取外し費用

(2) 受注者の負担

3に示す業務内容に必要な費用 (送料も含むこと。)

5 請求金額の算定

発注者が委託する本業務に関する委託料の算出方法は、本契約満了時において、本機が本契約期間中に飛行した時間から次表により算定飛行時間を算出し、本契約で定める算定飛行時間1時間あたりの金額を乗じて得た金額とする。

飛行時間	算定飛行時間
55時間以下	55時間
55時間超80時間以下	80時間
80時間超105時間以下	105時間
105時間超130時間以下	130時間

6 遵守事項

- (1) 発注者は別紙により計画整備に要する部品リストを交換予定日の3ヶ月前を目途に受注者へ連絡し、受注者は交換予定日の10日前までに納品すること。ただし、在庫がない等やむを得ない場合は都度協議すること。
- (2) 3の(1)のアの(イ)に必要な部品については、発注者が交付する年間整備計画書等を基に受注者が手配すること。また、発注者が機体マニュアル等に従い点検を行った結果、使用期限に至る前の部品であっても、発注者が部品交換又は修理の必要があると判断し別紙により受注者に申請した場合、受注者は適合確認の上、部品を提供すること。
- (3) 機体マニュアル等により部品交換が必要となった場合は「装備品基準適合証」を備えた良品を提供すること。
- (4) 受注者に在庫がある場合は即時発送とすること。また、在庫が無い場合は入庫次第即時発送すること。
- (5) 発注者は部品交換及び修理により機体から取り外した部品を速やかに受注者へ送付する。
- (6) 発注者が送付した3の(1)のアの(イ)に必要な部品に著しい消耗・損傷があった場合でも、受注者は発注者に同部品の再利用に必要な費用を請求できないこととする。

7 適用外事項

- (1) 発動機（アリエル2E 2基）に関わる保守に係る部品提供及び部品修理
- (2) 発動機不具合に起因した部品の修理
- (3) メイン・トランスミッション・オーバーホールに係る部品提供及び部品修理
- (4) 油脂類、マテリアル、接着剤、塗料
- (5) 不具合が再現できない場合の部品提供及び部品修理
- (6) 部品または書類の紛失、不適切な機体及び部品の管理、不適切な整備、ハンドリング及び保管状態により消耗・損傷した場合の部品提供及び部品修理
- (7) 航空局への各種手続き業務
- (8) 発注者が受注者以外の事業者へ整備委託した際、受注者以外の事業者が受注者の許可なく本業務の保守対象となる部品修理を実施した場合の部品修理
- (9) 故意又は過失により、誤った点検若しくは運行整備等を行ったとき又は飛行規程に制限される最大限界値を超える飛行を行った結果、機体又は部品を損傷した場合の部品提供及び部品修理

9 その他

仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、発注者及び受注者双方が協議の上定めること。

部品要求フォーム ※1

項目	記入欄
作成日	年 月 日
契約機体情報	顧客名： 機体番号：
部品交換種類	☐ 計画整備(TB0/廃棄時間) ☐ 計画外整備(不具合等)
交換要求する部品	部品名：
	P/N：
交換予定日	年 月 日
交換理由 (計画外整備の場合のみ記載)	(不具合発生日時、発生状況、トラブルシュート等を詳細に記載する。コンディション・レポートの呼び出しも可。緊急時かつ KHI と内容を共有している場合には、省略することも可。)
備考	

- 注意事項
※1：太枠線内のみ記入すること。

[KHI 記入欄]

項目	記入欄
交換要否	☐ 要 ☐ 否
発送日	年 月 日
発送部品	部品名：
	部品 P/N： 部品 S/N：
返却受領日	年 月 日
返却部品	部品名：
	部品 P/N： 部品 S/N：
備考	